

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年3月7日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月25日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成26年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香南町土地改良区	農業基盤整備促進事業 (かんがい排水事業) 横矢地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 政所池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上榊地区	〃
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 白鹿池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 羽間下池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 菰ヶ池地区	〃
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 日うら地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 渡池北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 役料池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 久保地区	〃
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 古水地区	〃
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 本村地区	〃
平池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 舟岡地区	〃
高松市太田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 蓮池地区	〃